

## (9) 三次小学校不祥事防止委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 教職員による不祥事の多発，広島県不祥事根絶専門家会議の「教職員の不祥事根絶に向けての提言（平成21年12月24日）」を踏まえ，本校教職員の不祥事未然防止を図り保護者及び住民の信頼を担保することを目的として，不祥事防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員の構成)

第2条 委員会の委員は，次の者をもって構成する。

〔校長，教頭，教務主任，保健主事，生徒指導主事（担当），研究主任，養護教諭〕

2 前項に掲げる委員の任期は1年とする。

3 委員は，再任されることができる。

(委員会の開催)

第3条 委員会は，原則として毎月第1火曜日に開催するものとし，委員長（校長）が必要であると認めるとき，または委員の3分の1以上の請求があったとき開催する。

(委員会の招集)

第4条 委員会は，議長（教頭）が招集する。

(定足数)

第5条 委員会は，過半数の委員が出席しなければ開催することができない。

(表決)

第6条 議事は，出席委員の総意に基づいて決める。

(関係職員の出席)

第7条 委員長又は委員会は，必要があると認めるときは，議事に関係のある者の出席を求めることができる。

(記録等)

第8条 委員会の議事概要については職員に周知させなければならない。

2 委員会の重要な議事については，議事録を作成するものとする。

3 議事録中，管理上重要な事項については，教育長へ報告し，意見を述べるものとする。

(庶務)

第9条 委員会の記録等の庶務は，教務主任が処理するものとする。

附則

この要綱は，平成22年1月27日から施行する。

平成24年4月1日一部改正する。

平成26年4月1日一部改正する。